

2017年JMRC中部ジムカーナミドルシリーズ RAクラス、S1500クラスのタイヤに関する規則

1. JMRC中部ジムカーナ部会（以下、部会という）では2017年JMRC中部ジムカーナミドルシリーズのRAクラス、S1500クラスに参加する選手のランニングコスト軽減のため本規則を制定する。
2. 以下の表に示すタイヤの使用は認めないものとする。

タイヤ製造者	ブランド名	使用が認められないタイヤ銘柄
住友ゴム工業	DIREZZA	93J/98J/01J/02G/03G/ZII☆α/ZII☆α02/β02
ブリヂストン	POTENZA	520S/540S/55S/11S/05D/06D/71R 11A 2.0/11A 3.0/11A 4.0/11A for GYMKHANA
東洋ゴム工業	PROXES	FM9R/08R/881/888/888R/RR
横浜ゴム	ADVAN	021/032/038/039/048/050/052/08B
Hankook Tire	Ventus	Z214/TD
Kumho Tire	Ecsta	V710/V70A
GOOD YEAR	EAGLE RS-Sport	V-SPEC/R2-SPEC/R3-SPEC/R4-SPEC
製造者問わず	ラリータイヤ その他の海外製造タイヤ（通称セミレーシングタイヤに準ずるタイヤ）等	

3. 2016年12月5日以降に国内で販売が開始されたタイヤを使用する場合、部会の承認を必要とするものとする。

下記条件を満たさないタイヤを使用禁止銘柄、または「セミレーシングタイヤに準ずるタイヤ」との判断いたします。

2016年12月5日時点で

- ・ 同一銘柄において複数コンパウンドを持たない事
- ・ 同一銘柄として20種類以上サイズが有る事

4. 部会は9月30日、またはミドルシリーズ最終戦開催日のうち、どちらか遅く到来する期日までに次年度の使用が認められないタイヤ銘柄の案（以下、タイヤ銘柄案という）を公示するものとする。
5. 当該年度にRAクラス、S1500クラスに参加した選手（以下、選手という）は部会が示したタイヤ銘柄案に対して選手の2分の1以上の賛成があれば銘柄の追加、抹消ができるものとする。
6. タイヤ銘柄案の銘柄に追加、抹消を求める場合は以下の手続きを経て行うものとする。
 - (1) 選手はタイヤ銘柄案発表後2週間以内に部会宛に所定の書式と事務手数料10,000円を添えて現金書留にて申請をするものとする。尚、その場合、本人以外に3名以上の賛同する選手の署名を要するものとする。
 - (2) 部会は申請書受理後2週間以内に当該年度、RAクラス、S1500クラスに参加した選手に対して往復ハガキを郵送し賛否をとるものとする。
 - (3) 部会は投票締め切り後1週間以内にその結果を部会ホームページにて発表するものとする。
7. 上記の選手の定義は当該年度JMRC中部ジムカーナ東海シリーズ、北陸シリーズに3戦以上出走している者を指すものとする。

以上

JMRC中部ジムカーナ部会承認 2016年12月 5日
 施行 2017年 1月 1日
 改訂 2017年 2月13日